

議案第 39 号

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例  
 (城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年城陽市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(職員)                      第29条 略                      2 略                      3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)                      第29条 略                      2 略                      3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。                      4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>

<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
---	---

<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>
--	--

<p>附 則  (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>第6条～第8条 略</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者を行い、第29条第3項若しくは第42条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第42条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>附 則  (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>第6条～第8条 略</p> <p>第9条 前2条の規定を適用する場合には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士を行い、第29条第3項若しくは第4項若しくは第42条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</p>
---	--

(城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年城陽市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(経過措置)</p> <p>第2条 保育士及び保育従事者(城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項に規定する保育従事者をいう。)の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定は、この条例の施行後にお</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第2条 保育士及び保育従事者(城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項に規定する保育従事者をいう。<u>この条及び次条において同じ。</u>)の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年(2028年)3月31日までの間</u>、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の</p>

<p>いても、なおその効力を有する。</p>	<p>数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。</p> <p><u>第3条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。</u></p>
------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）等について所要の改正を行いたいので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

児童福祉法（抜粋）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

②・③ 略

## 参考資料

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正条例要綱

### 1 改正の概要

#### (1) 専門職の活用（第29条、第31条、第42条、第45条関係）

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等の専門職の活用を進め、小規模保育事業所A型等における専門的支援やインクルージョンを推進するため、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる旨を規定する。
- ② 上記の理学療法士等が保育を行うに当たっては、同事業所の保育士による支援を受けることができる体制の確保を義務付ける。

#### (2) 経過措置の期間変更（附則第2条、第3条関係）

満3歳以上満4歳未満の児童に対し保育を提供する場合における保育士及び保育従事者の数に係る経過措置については、該当する規定を適用しないこととする経過措置の期間を、令和10年3月31日までとするよう改める。

### 2 施行期日

公布の日